

【経営承継円滑化法】

新制度への移行手続について
(改正前の制度で認定を受けた方向け)

中小企業庁財務課

1. はじめに

平成 25 年度税制改正において、事業承継税制（非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度）の適用要件等の見直しを行うことが決定し、「所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）」において租税特別措置法の関係部分が改正されたほか、関係政省令も改正されました（一部を除き平成 27 年 1 月 1 日施行）。また、これにあわせて「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成 21 年経済産業省令第 22 号。以下「施行規則」といいます。）」についても、事業承継税制に関する規定が一部改正されました（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年経済産業省令第 35 号。以下「改正省令」といいます。）。一部を除き平成 27 年 1 月 1 日から施行されます。

2. 新制度への移行について

平成 25 年度税制改正による改正内容は、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続・贈与に係る経済産業大臣の認定を受けた方から適用されることになり、平成 26 年 12 月 31 日までの相続・贈与に係る経済産業大臣の認定を受けた方（以下「旧法認定会社」といいます。）は、原則として改正前の旧制度が引き続き適用されます。〔改正省令附則第 2 条〕

ただし、旧法認定会社は、改正後の新制度の適用を受けることを希望する場合には、以下に説明する手続を期限までに行うことにより、新制度の適用に切り替えることができます。以下 3. に説明する新制度に移行した場合の変更内容を理解していただいた上で、新制度の要件の適用を希望する場合には、4. 以降の手続を行って下さい。

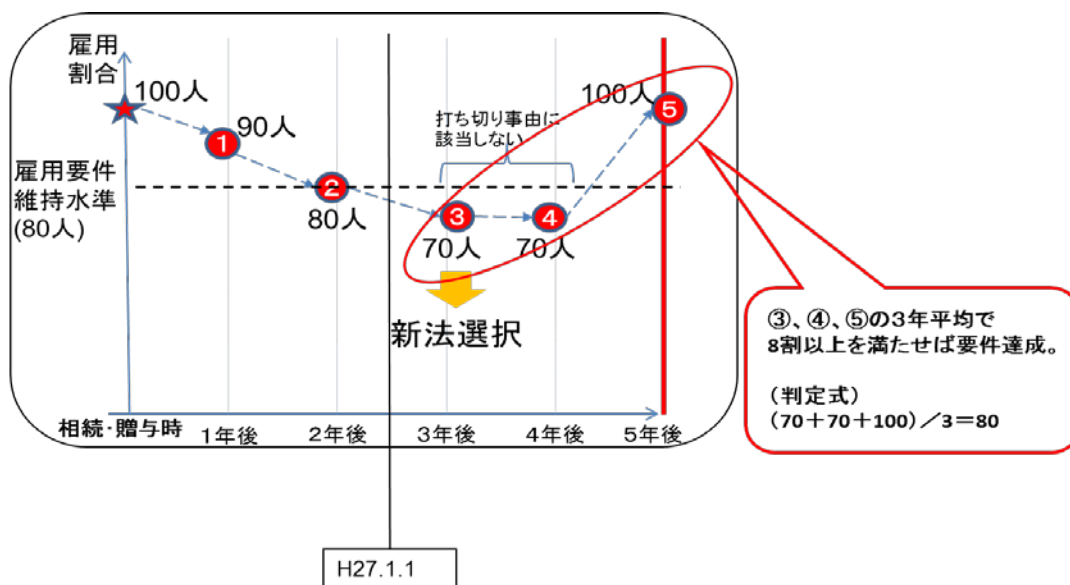
3. 新制度に移行した場合の変更点

新制度に移行した場合は、経済産業大臣の認定の有効期間内における施行規則の規定の適用については、次のとおりとなります。

(1) 雇用8割維持要件の判定方法の変更〔施行規則第9条第2項第3号、同条第3項第3号の適用関係〕

新制度に移行した場合には、雇用要件については平成27年1月1日以後の贈与報告基準日・相続報告基準日について従業員数の平均を計算することにより判定します。例えば、5年間の認定有効期間のうち平成26年末までに贈与報告基準日・相続報告基準日がすでに2回到来している場合には、その2回分は従来どおり単年で8割以上の従業員数が必要となり、平成27年以降の残り3回分の贈与報告基準日・相続報告基準日における従業員数は、平均で計算されます（以下の図1を参照）。

(図1)



また、贈与報告基準日・相続報告基準日が平成26年中にある場合には、経済産業局への年次報告が平成27年に入ってから行われる場合であっても、平均計算に含めることはできません。この場合は従来どおり単年で8割以上であるかどうかで判定されます。

(2) 役員退任要件の緩和〔施行規則第9条第2項第21号の適用関係〕

新制度に移行した場合には、贈与を行った経営承継贈与者（先代経営者）は、有給役員として復帰することが可能となります。

(3) 資産保有・運用型会社の事業実態要件の制限〔施行規則第6条第2項の改正による第9条第2項第12号及び第13号並びに同条第3項第12号及び第13号の適用関係〕

新制度に移行した場合には、資産保有・運用型会社に該当する場合であっても例外として納税猶予が適用される「事業実態要件」について、以下のとおり要件が変更されます。資産保有・運用型会社に該当することとなる場合には、以下の事業実態要件が適用されますので御注意下さい。

- ① 「常時使用従業員5人以上」の要件について、経営承継受贈者又は経営承継相続人及びこれらの者と生計を一にする親族は従業員数に含まれないことになります。
- ② 商品販売としての「貸付け」の要件について、経営承継受贈者又は経営承継相続人に対する貸付けや、これらの者の同族関係者に対する貸付けは含まれないことになります。

(4) 総収入金額の制限〔施行規則第6条第1項第7号二の改正による第9条第2項第14号及び同条第3項第14号の適用関係〕

新制度に移行した場合には、認定会社の総収入金額には「営業外収益」と「特別利益」は含まないものとされます。したがって、これら以外の収入が零になった場合には認定が取り消され、納税猶予が打ち切りとなりますので御注意下さい。

【参考】 その他、新制度に移行した場合には、租税特別措置法令の規定上、以下の取扱いが適用されることとなります。

- (1) 5年超で納税猶予打ち切りとなった場合の利子税負担の緩和
新制度に移行した場合には、納税猶予の開始から5年を超えてから納税猶予打ち切りとなった場合に、5年間分の利子税の免除を受けることができます。
- (2) 猶予税額の再計算の特例の適用
新制度に移行した場合には、納税猶予の開始から5年を超えてから民事再生、会社更生又は中小企業再生支援協議会での事業再生を行うこととなった場合には、納税猶予額を再計算し、再計算後の納税猶予額で猶予継続（差額のうち一部は免除）となる特例が利用できます。
- (3) 雇用要件未達の場合の延納・物納
新制度に移行した場合には、雇用要件が達成できなかったことを理由として納税猶予が打ち切りとなったときに延納又は物納（物納については、相続税の納税猶予の場合のみ）を選択可能となります。

4. 新制度に移行するための旧法認定会社が行う手続

旧法認定会社で新制度の適用に切り替えることを希望する者は、以下の事項を記載した書面（別紙参照）を、認定や年次報告の手続を行っている各経済産業局中小企業課に提出してください（連絡先は7ページ参照）。

【書面記載事項】

- ①旧法認定会社の名称
- ②当該旧法認定会社の主たる事業所の所在地
- ③当該旧法認定会社の経営承継受贈者又は経営承継相続人の氏名
- ④新制度の適用を希望する旨
- ⑤当該旧法認定会社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第4項、第8項又は第12項に規定する者である旨

（注1）新制度に移行するためには、書面を経済産業局に提出するとともに、この手続とは別に、納税地の所轄税務署に対しても新制度に移行するための手続をとらなければなりません。（※手続の内容については、今後、国税庁ホームページで公開される予定です。）

（注2）新制度に移行するためには、経営承継受贈者（又は経営承継相続人）が所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第4項、第8項又は第12項に規定する者であることが必要です。すなわち、経営承継受贈者（又は経営承継相続人）が納税猶予の適用に係る贈与（又は相続等）により、株式等の贈与者（又は被相続人）から一定の法人の株式等の取得をしていないことが必要です。

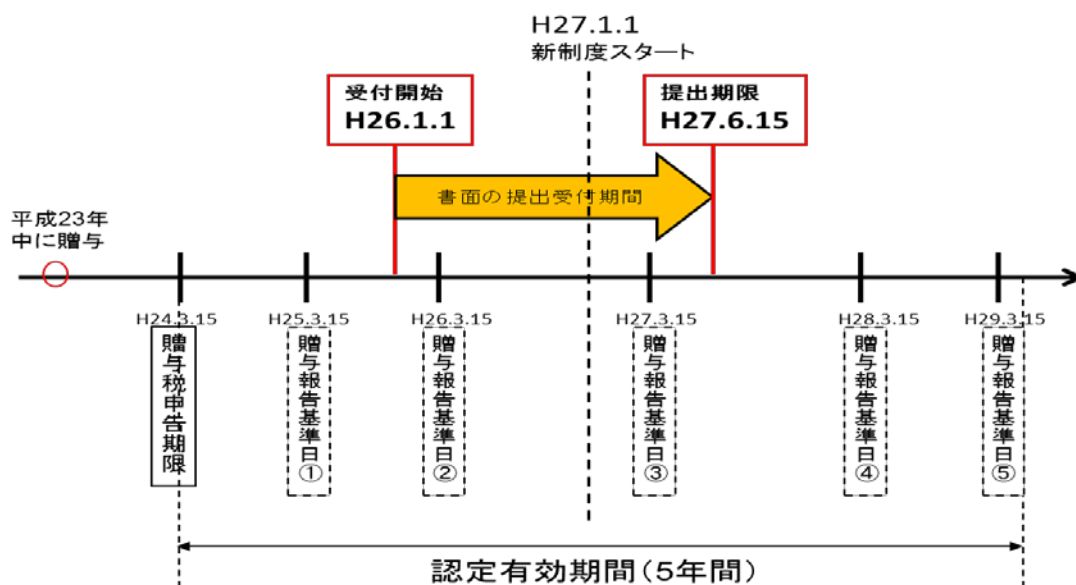
（注3）上記注2の「一定の法人の株式等」とは、認定会社及び同族関係者が有する法人（医療法人を除きます。）の株式等（投資口を含み、非上場株式等を除きます。）の数又は金額が、その法人の発行済み株式等の総数又は総額の3%以上に相当する場合における当該法人の株式等をいいます（すなわち、認定会社や同族関係者等で合わせて、一銘柄につき発行済株式総数等の3%以上を保有する上場株式等をいいます。）。

5. 書面の提出時期

上記の書面は、各経済産業局において平成26年1月から受付を開始します。提出期限は、平成27年1月1日以後最初に到来する改正後施行規則第12条第1項又は第3項の規定に基づく報告（年1回の年次報告）の期限までとなりますので御注意ください。

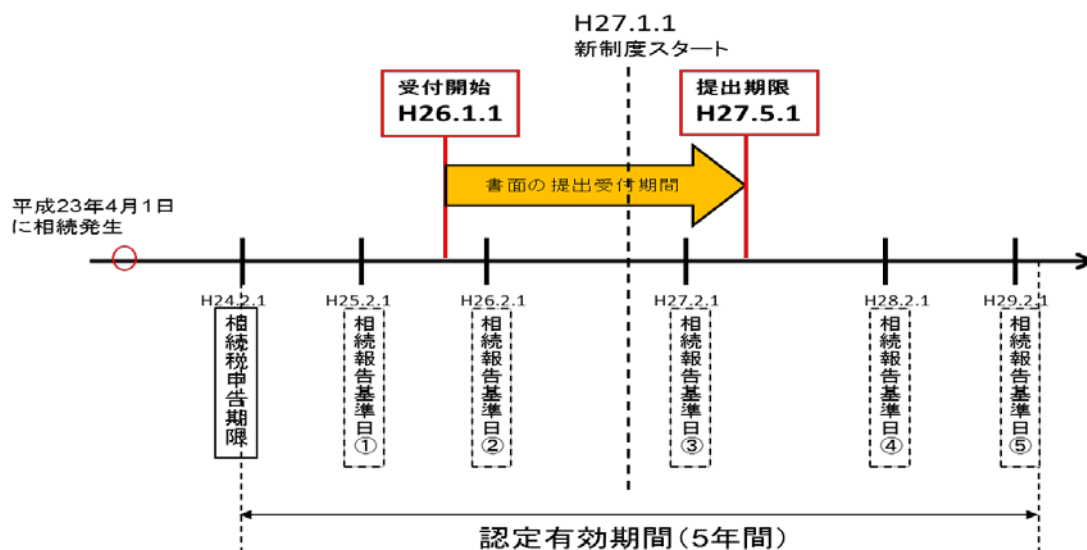
また、平成26年に相続・贈与があったことにより平成27年に入ってから旧制度に基づく認定申請を行うことになる場合は、まず認定申請を行って認定を受けてから、1回目の年次報告の提出期限までに当該書面を経済産業局に提出して下さい。

(例1) 贈与認定（平成23年中の贈与の場合）



・上記（例1）の場合は、平成27年に入ってから最初に到来する平成27年3月15日の「贈与報告基準日③」の翌日から3ヶ月を経過する日（平成27年6月15日）が提出期限となります。

(例2) 相続認定 (平成23年4月1日相続開始の場合)



・上記(例2)の場合は、平成27年に入ってから最初に到来する平成27年2月1日の「相続報告基準日③」の翌日から3ヶ月を経過する日(平成27年5月1日)が提出期限となります。

6. 適用開始時期

新制度の適用を受けるための手続を行った場合には、平成27年1月1日から(贈与税・相続税の税務署への申告期限が平成27年1月1日以後である場合は、当該申告期限の翌日から)新制度の適用を受けているものとみなされます。

つまり、例えば平成27年1月に役員(有給)に復帰し、その後の提出期限までに書面を提出したとしても、認定が取り消されることはありません。(事後であっても期限までに書面を提出すれば認定は取り消されません。)

また、書面の提出を平成26年内に行ったとしても、新制度の適用はあくまでも平成27年1月1日からとなります。平成26年内に書面を提出して役員(有給)に復帰した場合には、認定は取り消され納税猶予は打ち切りとなりますので御注意下さい。

7. 書面の提出先

書面の提出先については、全国 9 ヶ所にある地方経済産業局にて受け付けます。窓口にて提出していただく以外にも、郵送による提出が可能です。

<地方経済産業局 担当課室 連絡先一覧>

北海道経済産業局 産業部中小企業課	〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-709-1783(直通)
東北経済産業局 産業部中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-4922(直通)
関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 合同庁舎 1 号館	048-600-0323(直通)
中部経済産業局 産業部中小企業課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2748(直通)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6023(直通)
中国経済産業局 産業部中小企業課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号	082-224-5661(直通)
四国経済産業局 産業部中小企業課	〒760-8512 香川県高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎 5~7 階	087-811-8529(直通)
九州経済産業局 産業部中小企業課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎本館 7 階	092-482-5450(直通)
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1755(直通)

新制度適用希望申出書

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

経営承継受贈者（経営承継相続人）の氏名 印

新制度の規定の適用を受けたいので、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成25年経済産業省令第35号）附則第5条第3項の規定により提出します。

なお、経営承継受贈者（又は経営承継相続人）は、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第4項、第8項又は第12項に規定する者であることを申し添えます。